

平成25年大分県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会（第1号）

議 事 日 程（第1号）

平成25年8月5日 午前10時00分開会

- 第1 議長の選挙について
- 第2 新議員の議席の指定について
- 第3 会期の決定について
- 第4 議会運営委員会委員の選任について
- 第5 議第7号 大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意求めることについて
上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第6 議第8号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第4号))
議第9号 平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
議第10号 平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)
議第11号 平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について
議第12号 大分県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
以上5議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第7 一般質問
- 第8 会議録署名議員の指名について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議長の選挙について
- 日程第2 新議員の議席の指定について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第5 大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意求めることについて
上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程第6 議第8号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第4号))
議第9号 平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
議第10号 平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)
議第11号 平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について
議第12号 大分県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
以上5議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程第7 一般質問
- 日程第8 会議録署名議員の指名について

出席した議員（25人）

1番	秦 時 雄	2番	佐 藤 博 美
3番	佐 藤 二 郎	4番	藤 本 好 一
5番	吉 田 眞津子	6番	湊 野 けさ子
7番	渡 邊 一 文	8番	衛 藤 義 弘
9番	富 来 征 一	10番	明 石 光 子
11番	佐 田 啓 二	12番	高 野 至
13番	山 下 幸 延	14番	宮 脇 保 芳
15番	芦 刈 紀 生	16番	古 田 京太郎
17番	松 葉 民 雄	18番	小 倉 喜八郎
19番	森 大 輔	20番	手 束 貴 裕
21番	福 崎 智 幸	22番	泥 谷 郁
23番	広 次 忠 彦	24番	徳 丸 修
26番	秦 野 恭 義		

欠席した議員（1人）

25番 指 原 健 一

出席した事務局職員

事務局書記長	立 川 誠	事務局書記	倉 林 功
総務課主査	飯 倉 智	事業課主任	松 原 雅 文

説明のため出席した職員

広域連合長	釘 宮 磐	副広域連合長	浜 田 博
副広域連合長	坂 本 和 昭		
事務局長	惣 川 一 昭	会計管理者	皆 見 喜一郎
次長兼総務課長	安 部 亨	事業課長	牛 島 照 美
総務課係長	泉 隆 介	事業課係長	佐 保 昌 一
事業課係長	棕 本 富 夫	会計室係長	姫 野 明 宏

議事の経過

開 会

○副議長（佐藤 二郎君） 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は、定足数に達しておりますので、平成25年第2回定例会を開会いたします。

午前10時00分開会

開 議

○副議長（佐藤 二郎君） ただちに会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

午前10時00分開議

諸般の報告

○副議長（佐藤 二郎君） 日程に先立ちまして、ご報告いたします。

お手元に配付している諸般の報告のとおり、議会閉会中に11名の議員から議員辞職願が提出されました。そこで、地方自治法第292条の規定により準用する同法第126条及び同法第106条第1項の規定に基づき、正副議長において辞職を許可いたしましたことをご報告いたします。

また、関係市町村の議会の議員としての任期満了により、6名の議員が交代されましたことをご報告いたします。

ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、発言を許可します。

釘宮磐広域連合長。

広域連合長あいさつ

○広域連合長（釘宮 磐君）（登壇）平成25年大分県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、国民皆保険の制度創設から半世紀が過ぎる中、我が国の医療制度は、言わば制度疲労を来しており、医療費は、急速な少子高齢化の進行、医療コストの上昇などから、近年、国民所得の伸びを大きく上回る伸びを示しております。こうしたことから医療保険を含め社会保障制度の今後の在り方について、全体像を明確に描き、国民に対して、改革の具体化に向けた道筋を明らかにすることが急務となっております。国におきましては、持続可能な社会保障制度の確立を総合的かつ集中的に推進するため、社会保障制度改革国民会議において議論が重ねられており、2日改革案を公表、一両日中に最終報告書がまとめられるとこのようにお聞きをいたしております。

当広域連合といたしましては、国のこうした議論の動向を注視しながら、今後とも、高齢者の方に安心して医療を受けていただけるよう、制度の円滑な運営に向けまして努力して参る所存でございますので、議員の皆様方のさらなるご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

今定例会では、25年度広域連合補正予算案等を付議事項として提案しております。どうか慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申しあげまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

日程第1 議長の選挙について

○副議長（佐藤 二郎君） 本日の議事は、お手元に配付の議事日程により行います。

日程第1、議長の選挙を行います。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選の方法がありますが、指名推選の方法でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。

それではお諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定をいたしました。

それでは指名いたします。議長に秦野恭義議員を指名いたします。ただいま、指名いたしました秦野議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、秦野恭義議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました秦野議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

この際、議長に就任のごあいさつをお願いいたします。秦野議長、前方の演壇へ登壇願います。

○議長（秦野 恭義君）（登壇）皆さん、おはようございます。ただ今議長に御推選をいただきました大分市議会選出の秦野恭義でございます。

大分県後期高齢者医療広域連合議会の議長就任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

この度、県下18市町村で構成される広域連合議会の議長という要職にご推挙いただきましたことは、大変光栄でありますとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。被保険者の皆様が、いつでも安心して医療を受けられる高齢者医療制度の発展のため、広域連合議会として、全力を尽くして取り組んでいかなければならないと考えております。

今後とも、公正かつ円滑な議会運営に努めて参りますので、議員の皆様方をはじめ、関係各位におかれましては、何とぞ、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。議長就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○副議長（佐藤 二郎君） 以上で、私の職務を終えさせていただきます。ご協力いただきましてありがとうございました。

それでは、秦野議長と交代をいたします。

また、資料を配布いたしますので、ここで暫時休憩をいたします。

〔副議長降壇〕

〔議長登壇〕

午前10時7分休憩

午前10時8分再開

○議長（秦野 恭義君） それでは、再開をいたします。

日程第2 新議員の議席の指定について

○議長（秦野 恭義君） 日程第2、新議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、お手元の議席表のとおり指定いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（秦野 恭義君） 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 議会運営委員会委員の選任について

○議長（秦野 恭義君） 次にまいります。日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元の選任表のとおり6名を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

議会運営委員会委員選任名簿
(定数6人)

役職	氏名	市町村名
委員	秦 時 雄	玖珠町
同上	吉 田 眞津子	国東市
同上	渕 野 けさ子	由布市
同上	渡 邊 一 文	豊後大野市
同上	小 倉 喜八郎	中津市
同上	指 原 健 一	大分市

日程第5 議第7号 上程、質疑、討論、採決

○議長（秦野 恭義君） 次に、議第7号、大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについてを議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、徳丸修議員の退場を求めます。

〔徳丸議員退場〕

この際、提案理由を求めます。

釘宮磐広域連合長。

○広域連合長（釘宮 磐君）（登壇）議第7号につきましては、人事案件であります。大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてであります。去る3月9日をもって任期が満了いたしました河内正直氏の後任として地方自治法第292条の規定により準用する同法第196条第1項及び大分県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、徳丸修氏を新たに選任いたしたく、議会のご同意を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秦野 恭義君） 本案について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議第7号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、徳丸修議員の入場を求めることにいたします。

〔徳丸議員入場・着席〕

○議長（秦野 恭義君） 次に参ります。日程第6、議第8号から議第12号までの5議案を一括上程いたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

釘宮磐広域連合長。

○広域連合長（釘宮 磐君）（登壇） まず、議第8号、平成24年度特別会計補正予算第4号についてですが、歳入歳出とも22億9,840万7千円を減額し、補正後の予算総額を1,710億5,010万3千円としたものであります。その主なものといたしましては、歳入では療養給付費負担金等の市町村支出金を4億1,739万6千円、支払基金交付金を14億2,465万6千円、それぞれ減額をしています。歳出では、療養給付費等の療養諸費を50億5,466万1千円減額し、予備費を30億8,517万1千円増額して、調整しております。本案につきましては、国の負担金の交付決定等に伴い、平成25年3月29日付けをもって専決処分いたしましたので、報告し承認を求めます。

次に、議第9号、平成25年度一般会計補正予算第1号についてですが、歳入歳出とも4,931万2千円を増額し、補正後の予算総額を7億9,989万8千円にしようとするものであります。歳入では、繰越金を4,931万2千円増額し、歳出では、財政調整基金費を2,465万7千円、予備費を2,465万5千円それぞれ増額しています。

次に、議第10号、平成25年度特別会計補正予算第1号についてですが、歳入歳出とも34億2,535万1千円を増額し、補正後の予算総額を1,785億5,840万2千円にしようとするものであります。

その主なものといたしましては、歳入では、市町村負担金を5,794万4千円、繰越金を33億5,835万8千円それぞれ増額しています。また、歳出では、療養給付費等返還金を20億855万1千円、予備費を14億1,535万9千円それぞれ増額しています。

次に、議第11号、平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算につきましては、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定に基づき、認定をいたごうとするものであります。一般会計の決算につきましては、予算総額6億8,972万1千円に対し、歳入総額6億9,001万8,799円、歳出総額6億4,070万5,353円で歳入歳出差引残額は、4,931万3,446円となっています。主なものにつきましては、歳入では、構成市町村の事務費負担金5億8,619万6,876円、財政調整基金繰入金5,407万9,404円、繰越金4,827万3,431円などであります。次に、歳出につきましては、派遣職員に関する負担金2億291万5,822円、特別会計繰出金3億7,739万8,197円など、制度の運用及び広域連合の事務局運営に要する経費に関するものであります。特別会計の決算につきましては、予算総額1,710億5,010万3千円に対し、歳入総額1,710億9,418万1,250円、歳出総額1,657億3,582万2,895円で歳入歳出差引残額は、53億5,835万8,355円となっています。主なものにつきましては、歳入では、市町村支出金262億3,073万6,908円、国庫支出金582億2,235万4,257円、支払基金交付金677億5,134万2千円、繰越金32億3,973万7,772円などあります。次に、歳出につきましては、療養給付費等1,555億8,582万728円、高額療養費68億1,209万1,557円などの制度運営に関するものであります。

次に、議第12号、大分県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきましては、船員保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

何卒、慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秦野 恭義君） それではこれより議第8号から議第12号までの5議案について、一括して質疑を行います。質疑の通告がありましたので、お手元に配付の質疑順位表により、発言を許可いたします。

23番、広次忠彦議員。

○23番（広次 忠彦君） 23番、広次忠彦でございます。最初に、議第11号、平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定に関わって質問をいたします。歳入歳出差引残額が約53億5,836万円となっています。そのうち、予備費が52億5,105万7千円となっていますので、それを差し引きますと不用額は1億600万円程度となります。総額から見ますと、ほとんど0に等しいものとなります。その要因をお聞かせください。

同じく2点目として、保険料の軽減措置の対象者数の経年推移について、どのような見解をお持ちか、お聞かせください。

3点目に、保険料負担金普通徴収の収納率が低下をしております。その要因をどのようにお考えか、お聞かせください。併せて未納者の対応についても見解をお聞かせください。

4点目に、療養給付費が増加をしておりますが、どのような考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

次に、議第8号、専決処分の報告及び承認を求めることについての平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計第4号についてですが、療養給付費等で約50億円の減額補正をされていますが、その要因についてお聞かせください。以上です。

○議長（秦野 恭義君） 安部総務課長。

○総務課長（安部 亨君） おはようございます。私の方からは、広次議員の議第11号、平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定についてのご質問のうち、1点目の不用額のご質問についてお答えいたします。

後期高齢者医療特別会計における歳入の主な財源は、国、県、市町村の定率負担、国の調整交付金、現役世代から支援される後期高齢者交付金等で構成されておりますが、国等の交付決定に伴い、その交付額が3月末までに確定いたします。また、歳出につきましても同様に3月末時点で平成24年度の執行予定額が見込めましたことから、平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第4号にて不用額を減額し、予備費で調整したものでございます。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 牛島事業課長。

○事業課長（牛島 照美君） 私からは、保険料の軽減措置の対象者数などの経年推移と、保険料普通徴収の収納率低下と未納者への対応の2点についてお答えいたします。

まず、保険料の軽減措置の対象者数の経年推移についての見解についてお答えいたします。後期高齢者医療保険料の軽減措置につきましては、制度設計時点においては、均等割の7割、5割、2割軽減だったものを、平成20年4月の制度施行時に行われた当時の政府・与党決定に基づき特例措置が講じられ、均等割の9割、8.5割、5割、2割軽減と、所得割の5割軽減、さらに資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であった者については、均等割の9割軽減と所得割を賦課されない措置が講じられ、現在に至っております。平成24年度の出納閉鎖期日直近時点での軽減措置対象者数は、全体の被保険者数に対し、均等割9割軽減が42,687人の22.92%、8.5割軽減が34,830人の18.70%、5割軽減が5,542人の2.97%、2割軽減が13,696人の7.35%、均等割軽減全体で96,755人の51.94%となっております。所得割5割軽減は16,336人の8.77%で、被扶養者軽減は25,879人の13.89%、軽減措置全体で138,970人の74.60%となっております。何らかの軽減措置を受けられた方は、平成22年度は、73.44%、平成23年度

は、73.92%、平成24年度は、74.60%となっており、全体比較で対象者数と割合が年々増加しておりますが、どの割合の軽減が大幅に増減したという特徴的な傾向はなく、それぞれの割合が若干の増減を示し、全体的には増加傾向にあります。制度上、均等割軽減と所得割軽減を重複して受けている方が一部いらっしゃいますが、各年度において相当数の方が何らかの軽減対象となっております。軽減がある場合とない場合で保険料にどれだけ差が生じるか比較いたしますと、平成25年度の保険料当初賦課において軽減措置がない場合の保険料年額は一人当たり81,813円ですが、軽減後は一人当たり54,596円となっております。軽減措置は総じて低所得者に配慮した軽減措置の内容となっております。

続きまして、保険料負担金の収納率低下とその要因、未納者への対応についてお答えいたします。普通徴収につきましては、現年賦課分と滞納繰越分がありますが、事務処理上、現年賦課分を現年賦課現年度分と現年賦課過年度分に区分しております。この現年賦課過年度分につきましては、被保険者が遡って税の修正申告を行ったり、遡って資格取得した際などに前年度や前々年度の保険料が追加で賦課されるものでございます。収納率の状況でございますが、現年賦課現年度分につきましては、平成22年度が97.74%、平成23年度が98.03%、平成24年度が98.32%となっております。現年賦課過年度分については、平成22年度が95.26%、平成23年度が94.84%、平成24年度が92.07%となっております。滞納繰越分については、平成22年度が38.63%、平成23年度が45.01%、平成24年度が45.03%となっております。このように、現年賦課過年度分の収納率は低下しているものの、現年賦課現年度分や滞納繰越分の収納率は上昇しており、これらを合わせた普通徴収全体の収納率も上昇しております。現年賦課過年度分につきましては、通常の現年賦課現年度分に加えまして、前年度、前々年度等の保険料が追加で賦課されることから、被保険者が年度内に納められない状況が生じ、収納率がわずかながら低下しているものと考えられます。未納者への対応につきましては、各市町村の保険料収納部局の判断において被保険者に適切な収納対策が講じられているものと理解しております。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 惣川事務局長。

○事務局長（惣川 一昭君） それでは私から、療養給付費が増加していることについてお答えいたします。特別会計の歳出2款1項1目の療養給付費等につきましては平成23年度の1,526億9,836万3,892円に対して平成24年度は1,555億8,582万728円となっておりまして、28億8,745万6,836円の増、伸び率でいいますと1.89%となっております。これは毎年増加をしております。その要因は二つございまして、一つは1人あたりの医療費の増加であります。これにつきましては、医療技術の高度化や新薬の開発など、医療保険対象を拡大するような要素がさまざまございます。とりわけ、近年、糖尿病、脳卒中、心臓病などの生活習慣病を中心とした疾病構造へと変化をしております。これらの疾病は治療期間が一般的に長いため医療費が増加すると考えております。平成24年度の1人あたりの医療費の速報値では1,012,352円で前年と比較して808円の増、伸び率は0.08%となっております。

もう一つは被保険者の増加であります。平成24年度3月末では176,014人でしたが、一年間で3,027人増加をしております。平成20年の制度開始時点では159,547人でありましたので、それと比較しますと16,467人増加をしております。高齢化の進展や医療を取り巻く環境に大きな変化は見られないと推測されますから、この増加傾向は今後も続くものと考えております。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 安部総務課長。

○総務課長（安部 亨君） 私の方から議第8号、専決処分の報告及び承認を求めることについてのご質問の、平成24年度特別会計補正予算における療養給付費等の50億255万円の減額補正の要因についてお答えいたします。

給付費の状況でございますが、1人あたりの給付費は、平成22年度で対前年度比3.25%の増、平成23

年度は対前年度比2.25%の増となっております。平成24年度におきましては、実績を参考値としたうえで、2.95%の増を予想して算定いたしましたところ、伸び率は対前年度比0.2%程度に留まっております。そのため、実績に基づきまして、50億255万円の減額補正を行ったところでございます。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） ご答弁ありがとうございました。最初にですね、歳入歳出の決算の差引、いわゆる不用額との関係について改めて伺いたします。議第8号でさきほどもご答弁いただきましたけれども、調整のために50億の減額をされた、その結果として当然24年度の決算の中でその分が減ってますから、調整をされていますから不用額がほとんど出てこないという結果になるというのはそうなんです、それは分かるんです。なぜ、わざわざここで不用額が出ないように調整をされたかというのが分からないんです。例えば、療養給付費そのまましておいても、決算で不用額として出てくればいいわけなんです、と思うんです。それをそういうふうにせずにわざわざ調整をされること自体に、例えばどうしてもここに予算が必要になってその分の予算のお金がないと、だからそれを例えば財源の組み換えをしたとかいうのであれば分かるんです。わざわざ予備費を増やしてまで、この調整をする理由が分からないんです。そのことを改めてお聞かせください。

それから、保険料の軽減措置と負担については、収納率については、特にありません。

もう1点ですね、療養給付費の増加は今後もその方向については変わらないであろうというご答弁なんです、それに対する対策なり取組について、見解をお持ちでしたらお聞かせください。以上です。

○議長（秦野 恭義君） 惣川事務局長。

○事務局長（惣川 一昭君） 最初の3月の専決の処分の質問についてですが、減額する理由ですが、これは国等の交付決定の額が決定しておりますので、市町村と同様、専決という形で国、県等の補助金関係については、確定額に合わせて専決処分をするのは通常の手法かと考えておりますので、それに沿ったものだというご理解いただければと思います。

それから、最後の療養給付費が増加していることの対応ですが、まず国では医療費の適正化基本方針を作成しております、それに合わせて県は医療費適正化計画を作成しております。これは24年で一度切れておりますので、25年から第2期の医療費適正化計画を作成しております。国、県の計画の主なものは、生活習慣病の予防対策を中心として、健康の増進を図って医療費を削減をしようというものと、入院期間の短縮等医療の効率的な提供の推進を図ろうというものであります。その方向に沿いまして広域連合が具体的に行っている事業といたしましては、健康診査の事業の推進、医療費の通知、重複頻回受診者、多く病院に受けられている方については、訪問指導をしております。また、ジェネリック薬品の啓発やその差額通知をお送りいたしまして、具体的にジェネリックに変えるといくらになりますというご通知をしております。これによって、全体の効果額ははっきり出ておりませんが、数億の効果は出ていないんじゃないかと思えます。また、県、国のこうした施策も実際、いろんな数値を見ますと効果が出てきているんじゃないかというふうに判断をしているところであります。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） はい、ありがとうございました。さきほどの不用額の関係、補正との関係なんです、一般的な手法だというそれ自身はよく分かるんですが、しかし、決算でこういう数字になってくるというやり方、そのものもいかなものかというふうに思いますので、その点は指摘をしておきます。

もう1点、療養給付費の増加については、また今後取組を努力していただきたいということだけ要望

しておきます。以上です。

○議長（秦野 恭義君） 以上で通告による質疑は終わりました。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） 23番の広次忠彦です。議第11号、平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

その理由の1点目は、制度の基本的な立場であります。ご承知のとおり、この後期高齢者医療制度が75歳という年齢を迎えただけで、それまでの健康保険から外される、年齢で差別をされる医療制度となっております。こういう制度そのものは世界にも例はありません。後期高齢者医療制度そのものに私も日本共産党は創設の当初から反対の立場をとって参りました。この基本的な立場から1点目反対をします。

次に、保険料の負担増がこの決算には盛り込まれています。一つは均等割額が1,400円の増額、それから所得割も8.78%から9.52%、一人当たり平均で2,981円引き上げられるということがあります。こうした負担増そのものが今後とも続くのではないかという不安の声も広がっております。こういう負担増を加入者に求めることにも反対いたします。以上の2点から議第11号、平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について、反対をいたします。以上です。

○議長（秦野 恭義君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。これをもって、討論を終結し、採決をいたします。

これより、議第8号、議第9号、議第10号、議第12号の4議案について、一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） 異議なしと認めます。よって、議第8号、議第9号、議第10号、議第12号の4議案は、原案のとおり可決されました。

次に、反対討論のありました議第11号について、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦野 恭義君） 起立多数であります。よって、議第11号については、原案のとおり認定をいたしました。

日程第7 一般質問

○議長（秦野 恭義君） 次にまいります。日程第7、これより一般質問に入ります。質問は、発言通告がありますので、お手元に配付の発言順位表により、発言を許可します。

23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） はい、23番の広次忠彦です。最初に、政府の社会保障制度改革国民会議の最終報告書の総論案と各論骨子が示されたことについてです。総論案では持続可能な社会保障を構築していくという口実で、徹底した給付の重点化や効率化が求められるというふうにしている、というふうに報道されています。最終報告案の方向性が進められていけば後期高齢者医療制度にどのような影響があるか、ご見解をお聞かせください。

○議長（秦野 恭義君） 惣川事務局長。

○事務局長（惣川 一昭君） 国民会議の最終報告書の後期高齢者医療制度に対する影響についてお答えいたします。社会保障制度改革国民会議は、社会保障制度改革推進法に規定をされました基本的な考え方や基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議することをその使命といたしまして、昨年11月に議論をスタートしております。設置の期限を今月の21日としておりまして、本日の会合で報告書を取りまとめ、明日6日には安倍総理大臣に提出する予定と新聞で報道されています。また、今後、国は、21日までに、報告書に盛り込まれた内容のうち、何をいつまでに実施するかを定めたプログラム法案の骨子を閣議決定いたしまして、秋の臨時国会に提出する方針と聞いております。また、厚生労働省の審議会でも、報告書を踏まえた具体的な制度の在り方について、並行して議論、検討が進められていくものと思われまふ。社会保障制度改革国民会議の議論の中では、後期高齢者医療制度につきましては、後期高齢者医療制度は施行から既に5年が経過し、現場では十分定着をしており、廃止する必要はない。高齢者医療制度については、現行制度を前提としながらその改善を検討するのが適切である。といった意見がありまして、制度に対する直接的な影響は少ないものと思われまふ。関係する議論といたしましては、後期高齢者医療制度に対する現役世代の支援金について、現在は各医療保険の加入者数に応じて支払う加入者割りが基本でありますけれども、これを全額総報酬割りで捻出するという考えが示されているようでございませう。

議員ご指摘の徹底した給付の重点化・効率化については、総論部分の中では、持続可能な社会保障を構築していくためには、同様の政策目的を最小の費用で実施するという観点から、徹底した給付の重点化・効率化が求められる。という記載になっております。8月2日開催の第19回社会保障制度改革国民会議では、最終報告書に向けて各論部分について議論がなされまして、その概要については公表されましたが、まだ案の段階で詳細は不明でございますので、その影響などについては、最終報告の発表を待ち、それに伴う国の対応策等を注視していきたいというふうにご考えております。

○議長（秦野 恭義君） 23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） はい、ありがとうございました。今後、注視をするという話なんですけれども、やはり少しでも、私どもこの制度そのものは元に戻すべきだというふうに考えておりますが、それは置いておきまして、現在のこの制度そのものに少しでもやはり加入者、被保険者に不利益が起るような事態が分かればですね、やはり注視ではなくて行動していくということが大事ではないかということだけ指摘をしておきます。

2点目の質問に移ります。医療給付費が増えておりますが、さきほどの質疑の中でもご答弁いただきましたけれども、経費の節減だけでは対応できないというふうにご考えています。国に負担の増額などを要望していく考えはないか、お伺いいたします。

○議長（秦野 恭義君） 惣川事務局長。

○事務局長（惣川 一昭君） それでは、国の負担の増額要望について、お答えいたします。後期高齢者医療制度における医療費については、高齢化の進行や一人当たり医療費の増加等により伸び続けておりまして、このことによりまして保険料については平成24・25年度改定で全国平均が約6%の上昇となっております。次期改定時においても大幅な増額が予想されるところであります。このため被保険者のみならず、現役世代、それから地方公共団体に対して過度の負担を強いることがないよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に要望を行なっております。具体的には、本年6月5日に、医療給付費に対する定率国庫負担についてはその割合を増加することなど、5項目に亘ります負担に関する要望を行ったところでございませう。これからも機会をとらえまして、要望を続けていきたいと考えております。

○議長（秦野 恭義君） 23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） はい、ありがとうございました。引き続きですね、努力もしていただきたいということだけ要望しておきます。それで先ほどの答弁にもありましたけども、今後とも保険料などの増額が予定をされているというお話なんですけど、その保険料の減額について、質問させていただきます。24年度についても大幅な補正を行って予備費を増やしました。その結果として52億5千万円という予備費が出来ています。これが使用されずに繰り越しをされていると。これを財源として、保険料の引き下げなどに使っていく考えはないか見解を伺います。

○議長（秦野 恭義君） 牛島事業課長。

○事業課長（牛島 照美君） それでは、保険料の減額についてのご質問について、お答えいたします。予備費の不用額52億5,105万7千円を含めた平成24年度特別会計の歳入歳出差引額53億5,835万8,355円は、翌年度に繰り越されますが、平成25年度に、前年度の国庫負担金等の精算返納金を支出しなければならないため、実質的に剰余金とみなせる額は33億5千万円程度となっております。

保険料については、2か年度を財政期間として料率改定されており、前回は平成23年度に平成24・25年度の料率改定を行いましたが、その際に剰余金を23億円、県財政安定化基金より5億円を抑制財源として試算し、現在の保険料率を決定いたしました。平成26・27年度の次期保険料率改定につきましても、剰余金等を抑制財源として活用し、医療費の推計等試算を繰り返しながら被保険者の負担増をできるだけ抑えた改定を目指すこととしております。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） 33億5千万円程度の剰余金があるということなんですけど、ぜひ、先ほどご答弁がありましたように、26・27年度の改定の際に被保険者に対する保険料の軽減、抑制に、料率の引き上げの抑制にですね、上げること自身には反対ですけども、上げなくて済むように頑張ってくださいと思いますが、そういう財源として使っていただきたいということを改めて要望しておきます。

最後に、短期被保険者証、資格証明書の発行状況についてお伺いいたします。同時に、短期被保険者証の発行はしなくてもですね、相談を十分に行っていくなどの取組で対応出来るんじゃないかというふうに考えますけども、併せて見解を求めます。

○議長（秦野 恭義君） 牛島事業課長。

○事業課長（牛島 照美君） それでは、短期被保険者証、資格証明書の発行状況と見解について、お答えいたします。大分県後期高齢者医療広域連合資格証明書等に関する事務取扱要綱において、原則として、前年度、前々年度保険料額に対して、2分の1以上の納付がある方は、短期被保険者証の発行対象外となっております。また、後期高齢者医療の資格証明書については、平成21年10月26日付けの厚労省保険局長通知において、現内閣において原則として交付しないとする基本方針が通知され、当広域連合においても事務取扱要綱で発行対象要件を、前年度の7月以前の保険料に滞納がある者で、前年度及び当該年度における保険料賦課額がいずれも限度額となっている者として現在に至り、制度施行から現在まで資格証明書は発行しておりません。短期被保険者証は、有効期限3か月で毎年行われる年次更新の被保険者証発行に合わせ、市町村で対象者のリストを作成したのち、広域連合において審査会を行い、年次更新時における対象者決定と短期被保険者証の発行を行っております。その後、保険料の納付又は分納誓約をされた方については、市町村窓口において通常の有効期限の被保険者証と交換しております。短期被保険者証の発行対象者は当初判定時点で比較すると減少しており、平成23年度は534件、平成24年度は514件、平成25年度は494件となっております。また、平成24年度当初判定の514件につきましては、その後の納付や分納誓約により、平成25年6月21日現在では、203件と減少しております。

短期被保険者証の発行は、慎重に行わなければならないと認識しておりますが、発行前に市町村において納付相談の案内を行いますので、納付相談をしていただく機会にもなっております。納付相談の結果、通常の被保険者証の発行に切り替えることが出来る場合もございます。市町村においてはこのような対応を行い、未納者の個別の状況を勘案した上で、対象者を決定しておりますので、市町村からの対象者についての報告は、適切な対応がなされた結果であると理解しております。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） はい、ありがとうございました。24年度で514件が203件に、その後の相談で減ったという回答をいただきましたが、ということは、事前に取り組を進めていけば、この件数、当初の514件もこうしなくても良かったのではないかと逆にですね、だから、私の言いたいことは早めにやはり分納相談などを進めていって、短期被保険者証を発行しなくても済むような取組をしていただきたい。そのことが、そうしないとやはり短期被保険者のままで、結果として病院に行くことが遅くなったりとか、事態が生まれないようにしていただきたいということを併せてお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（秦野 恭義君） 以上で、一般質問を終了といたします。

日程第8 会議録署名議員の指名について

○議長（秦野 恭義君） 次に、日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第79条の規定により、議長において、11番、佐田啓二議員、16番、古田京太郎議員のご両名を指名いたします。

お諮りいたします。本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

閉 会

○議長（秦野 恭義君） 以上で、今期定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。今期定例会は、これをもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、平成25年第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

午前10時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年8月5日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

議 長

秦野 恭義

副 議 長

佐藤 二郎

署名議員

佐田 啓三

署名議員

吉田 京太郎